

会費の優遇に関する規則

2016年12月11日制定

1. この規則は、定款細則第2条2に基づく会費の優遇について定めるものである。
2. 以下に該当する者は、会費を年額6,000円とする。
 - (1) 大学院学生
 - (2) 大学院研究生
 - (3) 学部研究生
 - (4) その他、理事会が(1)～(3)と同等と認める者（科目等履修生は対象としない。）
3. 会費の優遇を希望する者は、会費納入前に在学証明書を提出し、認定を受けることとする。
4. 在学証明書による優遇の期間は、原則として発行日の属する年度内のみとする。

附則

1. 本規則は2017年4月1日より施行する。